

<p>件 名</p> <p>上尾市教育委員会の事務に関する点検評価制度の基本方針について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、すべての教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない旨が義務付けられています。</p> <p>については、平成27年度における上尾市教育委員会の事務に関する点検・評価を実施するにあたり制度の基本方針を決定したので、報告いたします。</p> <p>●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）</p> <p>（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）</p> <p>第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。</p>	
添付資料	添付資料名
有 ・ 無	教育委員会の事務に関する点検・評価制度の基本方針 【13ページ】

教育委員会の事務に関する点検・評価制度の基本方針について

○評価の対象

平成27年度評価においては、平成26年度評価と同様に PDCA サイクルの考え方にに基づき、「上尾市教育振興基本計画」と点検評価を関連付け、計画の進捗管理を行うため、基本計画に掲げ、施策ごとに体系付けられた事業(平成26年度上尾市教育行政重点施策において決定)について、「事務事業評価」を実施した後、事務事業評価をベースに施策レベルでの「施策評価」を実施する。

○評価の方法

「事務事業評価」については、経常的事業を除いた政策的事業を対象とし、事業ごとに概要、決算額、指標等を示した評価シートを作成する。

また、施策評価についても、施策ごとにシートを作成。各シートには、関連事業の状況や施策の目標値等を示すとともに施策の達成度を評価し、達成のための具体的な課題、改善策、方向性を記すものとする。

○教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

地教行法においては、点検及び評価を行うに当たり、点検評価結果の客観性を確保する観点から、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、知見の活用を求めている。昨年度においては、以前より尽力いただいている聖学院大学教授 小川洋氏 及び 元上尾市立小学校長 河原塚貴美代氏に加え、生涯学習分野に精通した元さいたま市生涯学習部生涯学習振興課長 高見澤妙子氏の3人に第三者評価を依頼したところである。

平成27年度においても、昨年同様に広範に亘る事業を網羅するため3人に第三者評価を依頼する予定である。

○市議会への報告書の提出・公表の方法

地教行法においては、教育委員会自ら点検評価を実施し、その結果に関する報告書を作成、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない旨が規定されており、市議会議長宛に点検評価報告書を提出し、併せて全市議会議員に報告書を配布する。

また、公表については、上尾市 Web サイトへの掲載、市役所本庁舎内情報公開コーナー・図書館・分館・公民館図書室における閲覧等により、市民に対して公表する。

◎点検評価の実施時期・市議会への報告等のスケジュール

2月27日	教育委員会事務局担当課に平成27年度の点検評価について説明 ◆各事業の評価（各担当課が評価シートを作成） ↓ 教育委員会への報告・意見聴取 ◆各施策の評価（各施策の主管課が評価シートを作成） ↓ 教育委員会への報告・意見聴取 ◆作成された施策評価案について、各所属長で構成するプロジェクトチームを設置し、施策評価案を最終決定する。
3月30日	平成27年教育委員会3月定例会にて制度の基本方針を報告
8月	[教育委員会8月定例会] 点検評価結果案に関する議案の提出（継続協議）
9月	[教育委員会9月定例会] 点検評価結果案に関する議案の継続協議・採決
10月	学識経験者に意見聴取
11月下旬	[教育委員会11月定例会] 市議会への報告書の提出に関する議案提出・採決
12月中旬	平成27年上尾市議会12月定例会において、市議会に対して報告書を提出

※平成27年度は上尾市教育振興基本計画の策定年度であり、現計画の成果・課題の抽出・検証に点検評価を使用するため、例年より早期に着手する。